

厚生労働大臣 殿

20歳未満飲酒防止対策に関する要請

UAゼンセン
会長 永島 智子
(公印省略)

UAゼンセンには、「最も身近なレジャー」として国民生活に欠かせない「外食・給食・中食」の産業・業種で働く組合員がいます。全国に約15万名いる組合員は、国民の笑顔のために「安全・安心な食」と「かけがえのない時間と空間」を提供しています。

UAゼンセンでは、安心してアルコールを楽しんでいただける環境の整備に向けて、「20歳未満飲酒防止対策」、「飲酒運転防止対策」の取り組みを進めているところです。私たちの店舗は、コロナ禍においては政府、自治体による厳しい営業制限要請により極めて深刻な企業活動に陥ったものの、安全安心を第一に考え応じてきました。2023年5月のコロナ5類変更以降は人流が戻り、それに伴い酒類の提供数も増加傾向にある一方で、あらためて「20歳未満飲酒防止対策」、「飲酒運転防止対策」のより一層の強化が必要であると考えています。特に「20歳未満飲酒防止対策」については、20歳未満飲酒禁止法に基づき、年齢確認書類、口頭およびタブレット端末等での年齢確認や、啓発器材の店内掲示等を行っています。しかし、年齢確認について、お客様から「面倒」、「煩わしい」などとクレームをいただくことが多々あります。中には深刻なカスタマーハラスメントにつながることもあり、従業員は不安を抱えながら年齢確認をしているという実態があります。従業員が安心して仕事に取り組めるよう、早急に対策が必要であると考えています。私たちはお客様とともに、20歳未満の飲酒を禁じることの趣旨を再確認し、真に20歳未満の飲酒を撲滅するために、下記の通り要請します。

記

1. 20歳未満飲酒禁止についての周知徹底

禁止の最たる趣旨である、成長期におけるアルコール摂取による身体への悪影響について、以下のような方法で周知徹底すること。

- (1) 政府・関係省庁や自治体は、ホームページ等を通じて周知すること。
- (2) 政府・関係省庁や自治体は、周知器材を作成し当該店舗および国民へ配布し周知すること。
- (3) 上記の方法の他、政府・関係省庁や自治体は、業界団体や飲食店等との協議により決定した内容、方法で周知すること。

2. 20歳未満飲酒禁止法の改正

- (1) 顧客自身が年齢確認書類を提示することを義務とすること
- (2) 20歳未満の者が飲酒することについて当該本人に罰則規定を設けること

以上